

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年7月22日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

普通教室窓ガラス修繕

2 履行（納品）場所

横浜市立金沢高等学校（横浜市金沢区瀬戸 22 番 1 号）

3 契約日

令和 8 年 6 月 29 日

4 履行日又は履行期間

令和 8 年 7 月 4 日まで

5 契約金額

55,000 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市金沢区柳町 15－ 5

株式会社 青木建装

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

廊下と教室の間の壁の上部にある窓ガラスが破損した。そのまま放置すると、生徒に危険が及ぶ可能性があったため、緊急契約により修繕を行った。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市一般競争入札有資格者名簿から、速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管

横浜市立金沢高等学校